

利用者の管理責任

利用者は、善良な管理者の注意をもって当センターの利用にあたり、全て利用者の責任において催事を開催してください。利用にあたっては当センターの利用規則及び指示に従い、利用終了時は、施設を原状回復してください。

1. 関係法令東京都条例等の遵守

利用にあたって、関係法令、東京都条例並びに利用規則等に定められた事項を遵守するとともに、催事従事者・出展者・来場者等にもこれを周知徹底してください。

2. 利用者の管理責任

施設等の利用及び催事の管理・運営について、催事従事者・出展者・来場者の行為においても全て利用者の責任となります。

[防災・事故防止]

- 利用者は、会場及び催事全般についての管理責任者、窓口担当者を選任し、「予防管理組織及び自衛消防組織編成表」を作成して当センターに届けてください。当センターと連絡・調整を図りながら、防災と事故防止に努めていただきます。緊急時は、当センターの指示に従い催事従事者・出展者・来場者の安全確保を行ってください。
- 利用期間中、地震の発生及び大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令された場合には、当センターの指示及び東京都帰宅困難者対策に沿った措置を講じてください。

[催事運営について]

- 施設の利用に関する法令に定められた関係官庁への届出及び許可申請等については、利用者が定められた期日までに行ってください。関係機関へ届出する申請書等の写しを当センターに提出してください。
- 利用者は、施設と周辺地域・近隣住民に対する配慮、秩序維持、来場者及び搬出入車両の整理、作業員など関係者の管理・監督を行ってください。また、諸対応の実施・変更・調整に関しては、事前に当センターに確認してください。
- 利用期間中、利用施設内に設置した電気・水道設備の維持管理は、利用者において施工業者等を現場に配置し、万一事故が発生しても即時対応できるようにしてください。

[多数の来場者が予測される場合]

- 事前予約制、整理券配布、入場時間の時間差を設けるなど来場時の混雑を緩和する措置を講じてください。
- 他の催物に支障を及ぼす恐れがある場合やビルの共有部分の通行の妨げになる等、当センターが必要と認めるときは、来場者整理のためのスタッフを配置する、又は警備専門会社による警備体制を敷く等、来場者誘導を適切に行えるよう措置を講じていただきます。なお、対策費用につきましては、利用者の負担となります。
- 来場者整理誘導につきましては、事前に当センターにご相談ください。また、誘導方法、来場者整理要員の配置、当日の誘導責任者の連絡先など来場者対応情報を事前に当センターに提出してください。
- 待機場所について
 - ①展示室内に待機場所を設置してください。
 - ②展示室開場前にホワイエが待機場所となる場合、必ず避難通路を確保し、また、エスカレーター周辺、スキップテラスへの出入口等に関しては、通行の妨げにならないようスペースを確保してください。平日はオフィスの通勤時間と重なるため、ビルの入場口から当館まで混雑が予測される場合は、スタッフを配置し、待機列ができないように誘導してください。
 - ③ホワイエ・展示室内の待機許容量を超えることが予想される場合は、ビルの共有部分（テラス等）の一部利用を検討いたします。共有部分のため、ビルのイベント・定期作業等が重なる場合もありますので、状況確認の上、ご案内いたします。

●誘導スタッフについて

- ①待機場所の区画、待機場所の変更・拡大等に対応できるよう、余裕を持った誘導者数を確保してください。
- ②誘導スタッフは、誘導責任者（隊長）、誘導・動哨担当、入口・最後尾担当、階段担当等、役割に応じた適切な人員配置としてください。

●前日夜間、あるいは当日早朝からの待機は禁止です。

3. 各種保険加入のお勧め

利用者が当センター内に持ち込んだ展示品、備品、機器、催事関係者の所持品等の管理・保管については、利用者の責任となります。利用者は、責任をもって利用期間中の火災、盗難、損傷等の事故防止に努め、予め必要な対策を講ずるとともに、必要に応じて、損害賠償保険・傷害保険等の各種保険への加入をお勧めします。

4. 安全確認、備品の管理、施設の保全や緊急点検等のため、当センター職員及び関係者が催事中会場内に立ち入ることがあります。予めご了承ください。